

法的類推機構の基礎

原口 誠 (東京工業大学・総合理工学研究科)

法的類推は法の欠落を補い、目的とする法的効果を導くための方法として知られている。法律における論証支援を主たる目的とする法的推論システムにおいても、コーディングされた法規範文のルールベースは以下の二つの意味での不完全性を有している：

- (1) コーディングの過程で字句の特定の解釈が行われ、元々の法規範文の一部の意味しか表現できていない。
- (2) 実際の法規範文の体系そのものが有する法の欠落。

本稿では、こうした法律ルールベースが持つ不完全性に対処するために、ルールの類推機構を持つ法的推論システム実現のために必要となる理論的諸要素について論じてみたい。

機械的類推それ事態は、形式的には記号間の部分写像に基づいた変換によって新規のルールを仮想的に作り出す推論として捉えることができる。こうした仮想的ルールは、いわば仮説的に働き、一種の仮説推論としてみなすことはもちろん可能である。ここで仮説とは、仮想的なルールではなく、むしろそうした仮説ルールを生成する述語の対応づけそのものが仮説 (assumption) として作用する。このことからただちに、ルールの類推適用を A T M S 流の仮説推論問題として形式化することは可能である。

しかしながら、実際の法的類推においては、類似性の根拠として、法の趣旨を表している統制目的と呼ばれる目的概念に照らし、その妥当性を論じる場合も多い。本稿では、統制目的を一種の制約関係として記述できる場合に、統制目的の一致というあらたな要請を満たす仮説推論問題として法的類推を扱う方式を提案し、その問題点について論じる。